

家庭保育室等運営事業費補助金実施要綱

第1 趣旨

増大する保育需要に対応するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第61条で規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第62条で規定する県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、家庭保育室の運営により、児童の適切な保護を行うことを目的とする。

第2 定義

この要綱において「家庭保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第35条第3項の規定による届出又は同第4項の規定による認可を受けた保育所を除く施設のうち、次の1及び2の要件に該当するものをいう。

- 1 「認可外保育施設指導監督基準」及びこの要綱に定める基準を満たしていること
- 2 適正に保育が実施されていると市町村が認め、指定した施設であること。

第3 実施主体等

- 1 本事業の実施主体は市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19の規定に基づく指定都市及び同法第252条の22の規定に基づく中核市を除く。）とする。
- 2 市町村は、施設を家庭保育室として指定する場合、当該施設が第2に基づく適正な施設であるか立入調査を行うこと。
- 3 市町村は、2で指定した家庭保育室に対し、指定後も年1回以上の立入調査を行うことにより施設及び児童の状況を把握し、事業が適正に運営されているか確認を行うこと。

第4 補助対象児童

- 1 本事業の補助対象は、家庭保育室に入所している保育に欠ける乳児及び満1歳以上満3歳に満たない児童（以下、「低年齢児」という。）とする。
- 2 補助対象児童の年齢基準日は、当該児童が家庭保育室に入所した年度の初日の前日とし、前年度から継続入所する児童については、当該年度の初日の前日とする。
- 3 補助対象児童の補助基準日は、当該児童が家庭保育室に入所した日の属する月の初日とする。

第5 実施施設

家庭保育室において保育を行う保育室の面積は、低年齢児について1人当たり

3. 3平方メートル以上を確保すること。

第6 事業の実施

1 長時間保育

日々主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては当該時間）を超えて30分以上の長時間保育に対する需要に積極的に対応するものであること。

2 障害児保育

次に掲げる児童を保育するため、障害児担当保育士を配置するなど障害児保育に対する需要に対応するものであること。

- (1) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づき特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)
- (2) 「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童。
- (3) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童。
- (4) その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関あるいは医療機関等から認められた児童。

第7 費用

- 1 市町村は、事業を実施するために必要な経費を家庭保育室に支弁すること。
- 2 市町村が実施する事業については、県は別に定めるところにより補助するものとする。

第8 留意事項

市町村が指定した後に、この要綱に定める要件に適合しないことが明らかとなった家庭保育室については、適合しないこととなった時から本事業の対象とはならないこと。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。